

平 2 8 福 個 答 申 第 5 号
平成 2 8 年 9 月 30 日

福 岡 市 長 様
(保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村 上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 56 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成 28 年 3 月 9 日付け保社第 191 号により諮問を受けました『福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム』の構築に伴う個人情報の公益上の取扱いについて」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

実施機関が「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」の構築に伴い、事前に申請された医療機関 (歯科含む)、介護事業者、調剤薬局などの法人、事業者および本人・家族との間で通信回線による電子計算組織の結合を行うことについては、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものと判断する。

なお、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする健康・介護状態に関する情報を対象とすることとなるため、情報の利用等にあたっては、最大限の注意を払うとともに、ID やパスワードによる利用者の認証や、ユーザに応じた閲覧・利用情報の制限等、厳格な取扱いを徹底すること。

また、今後実施される実証実験の結果につき、福岡市個人情報保護審議会への報告を要望する。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 28 年 3 月 9 日	実施機関から諮問(諮問第 110 号)
平成 28 年 3 月 30 日 (第 55 回個人情報保護審議会)	審議